

船橋市老人デイサービスセンター条例

○船橋市老人デイサービスセンター条例

平成17年3月31日
条例第17号

船橋市老人デイサービスセンター条例

船橋市老人デイサービスセンター条例（平成6年船橋市条例第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 市は、老人デイサービスセンターを設置する。

2 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
船橋市北老人デイサービスセンター	船橋市三咲7丁目24番1号（船橋市北部福祉会館内）
船橋市南老人デイサービスセンター	船橋市湊町1丁目11番19号（船橋市南部福祉会館内）
船橋市朋松苑デイサービスセンター	船橋市西船2丁目21番12号（船橋市特別養護老人ホーム朋松苑内）

（令2条例48・一部改正）

（業務）

第3条 船橋市老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第20条の2の2に規定する政令で定める者を通所させ、同条に規定する省令で定める便宜を供与すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第2号に規定する基準に従う事業であって市長が定めるもの

（平28条例48・一部改正）

（指定管理者による管理）

第4条 センターの管理は、法人であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（平22条例10・一部改正）

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に規定する業務に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) 第12条に規定する利用料の収受に関すること。
- (4) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他センターの運営に関する事務のうち、市長が必要であると認めるもの

（平28条例48・一部改正）

（指定管理者の指定の申請）

第6条 第4条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げ

る書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) センターの事業計画書
- (2) その他規則で定める書類
(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書によるセンターの管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 関係法令等を遵守するものであること。
(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) センターの管理の実施状況及び利用状況
- (2) センターの管理に係る収支状況
- (3) その他センターの管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項
(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げることができる。

- 2 前項ただし書の規定により開館時刻を繰り上げ、又は閉館時刻を繰り下げたときは、当該繰り上げ、又は繰り下げた時刻を規則で定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館時間を変更することができる。

(平22条例37・一部改正)

(休館日)

第10条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て次に掲げる日の全部又は一部を開館日とすることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- 2 前項ただし書の規定により休館日の全部又は一部を開館日としたときは、当該開館日を規則で定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(平22条例37・一部改正)

(利用の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターを利用させない

ことができる。

- (1) 感染症を有する者であるとき。
- (2) 疾病又は負傷により、医療機関において入院を要する者であるとき。
- (3) センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者であるとき。
- (4) その他指定管理者が利用を不適當と認める者であるとき。

(利用料)

第12条 センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、利用料として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を指定管理者に支払わなければならない。

- (1) 第3条第1号に掲げる業務 介護保険法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 第3条第2号に掲げる業務 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第3号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を勘案して市長が定める基準により算定した費用の額

(平27条例65・平28条例48・令3条例9・一部改正)

(利用料の収入)

第13条 利用料は、指定管理者の収入とする。

(損害賠償)

第14条 指定管理者及び利用者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第15条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の船橋市老人デイサービスセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市老人デイサービスセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(船橋市福祉会館条例の一部改正)

- 4 船橋市福祉会館条例（昭和59年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年3月31日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月20日条例第37号）

船橋市老人デイサービスセンター条例

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第65号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条に規定する厚生労働省令で定める者に係る改正後の船橋市老人デイサービスセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、同条に規定する厚生労働省令で定める日までの間は、改正後の条例第3条中「法第20条の2の2に規定する政令で定める者」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号）第24条の規定によりなおその効力を有することとされた地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第16条の規定による改正前の法第20条の2の2に規定する政令で定める者」と、改正後の条例第12条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

附 則（平成28年6月29日条例第48号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条に規定する厚生労働省令で定める者に係る改正後の船橋市老人デイサービスセンター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、同条に規定する厚生労働省令で定める日までの間は、改正後の条例第3条中「次に掲げる業務」とあるのは「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第138号）第24条の規定によりなおその効力を有することとされた地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第16条の規定による改正前の法第20条の2の2に規定する政令で定める者を通所させ、同条に規定する省令で定める便宜の供与に関する業務」と、改正後の条例第12条中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは「介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。

附 則（令和2年12月23日条例第48号）
（施行期日）

船橋市老人デイサービスセンター条例

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。
(船橋市福祉会館条例の一部改正)
- 2 船橋市福祉会館条例（昭和59年船橋市条例第９号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則（令和３年３月29日条例第９号）
この条例は、令和３年４月１日から施行する。